

新旧対照表

改正後	現行
<p>沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業指定事務取扱要領</p>	<p>沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業指定事務取扱要領</p>
<p>第1条～第4条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p>
<p>第5条 指定研修事業申請者は、「居宅介護職員初任者等養成研修事業者指定申請書（様式第1号）」に、次の各号に掲げる書類を添付して、研修の募集を行おうとする日の60日前までに、知事に申請しなければならない。</p>	<p>第5条 指定研修事業申請者は、「居宅介護職員初任者等養成研修事業者指定申請書（様式第1号）」に、次の各号に掲げる書類を添付して、研修の募集を行おうとする日の60日前までに、知事に申請しなければならない。</p>
<p>(1) 学則又は募集要項</p> <p>(2) 研修カリキュラム</p> <p>(3) 講師履歴兼講師就任承諾書（様式第2号）</p> <p>(4) 居宅介護職員初任者等養成研修事業講師一覧表（様式第3号）</p> <p>(5) 実習要項（実習を行う課程のみ）</p> <p>(6) 実習施設利用計画書（様式第4号）及び実習施設受入承諾書（様式第5号）</p> <p>(7) 研修事業に係る事業開始年度及び次年度の収支計画書</p> <p>(8) 定款、寄付行為その他の基本約款等</p> <p>(9) 資産状況（申請者の予算書及び決算書）</p> <p>(10) 修了証明書及び携帯用修了証明書の様式</p>	<p>(1) 学則又は募集要項</p> <p>(2) 研修カリキュラム</p> <p>(3) 講師履歴兼講師就任承諾書（様式第2号）</p> <p>(4) 居宅介護職員初任者等養成研修事業講師一覧表（様式第3号）</p> <p>(5) 実習要項（実習を行う課程のみ）</p> <p>(6) 実習施設利用計画書（様式第4号）及び実習施設受入承諾書（様式第5号）</p> <p>(7) 研修事業に係る事業開始年度及び次年度の収支計画書</p> <p>(8) 定款、寄付行為その他の基本約款等</p> <p>(9) 資産状況（申請者の予算書及び決算書）</p> <p>(10) 修了証明書及び携帯用修了証明書の様式</p>
<p>2 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、前項に定める書類に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、面接指導に係る必要時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程にあつては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従事者養成研修課程、視覚障害者移動支援従業者養成研修課程及び全身性障害者移動支援従業者養成研修課程にあつては1時間以上であること。</p>	<p>2 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、前項に定める書類に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、面接指導に係る必要時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程にあつては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従事者養成研修課程、視覚障害者移動支援従業者養成研修課程及び全身性障害者移動支援従業者養成研修課程にあつては1時間以上であること。</p>
<p>(1) 通信添削課題</p>	<p>(1) 通信添削課題</p>

改正後	現行
<p>(2) 添削指導及び面接指導の方法等</p> <p>(3) 面接指導の実施期間における研修講義室及び演習（実技講習）室使用承諾書（様式第6号）</p>	<p>(2) 添削指導及び面接指導の方法等</p> <p>(3) 面接指導の実施期間における研修講義室及び演習（実技講習）室使用承諾書（様式第6号）</p>
<p>第6条～第20条（略）</p>	<p>第6条～第20条（略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この要領は、平成20年3月17日から施行する。</p> <p>2 次に掲げる要領は廃止する。</p> <p>(1) 沖縄県ガイドヘルパー養成研修事業指定要領（平成11年制定）</p> <p>(2) 沖縄県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業指定要領（平成14年制定）</p> <p>(3) 沖縄県重度訪問介護従事者養成研修事業指定要領（平成18年制定）</p>	<p>1 この要領は、平成20年3月17日から施行する。</p> <p>2 次に掲げる要領は廃止する。</p> <p>(1) 沖縄県ガイドヘルパー養成研修事業指定要領（平成11年制定）</p> <p>(2) 沖縄県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業指定要領（平成14年制定）</p> <p>(3) 沖縄県重度訪問介護従事者養成研修事業指定要領（平成18年制定）</p>
<p>3 第5条及び第7条の規定にかかわらず、平成20年5月末までに初回の研修を実施予定の研修事業者は、受講者募集を開始しようとする14日前までに研修事業者の指定申請または研修の実施届出を行うのとする。</p> <p>4 施行日において、廃止前の沖縄県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業指定要領（平成14年制定）により、指定をうけている研修事業者は、施行日に指定を受けていた研修課程について、居宅介護職員初任者研修等養成研修各課程に係る第6条の指定を受けたものとみなす。</p> <p>5 前項の規定により第6条の指定を受けたものとみなされた者は、施行日から3ヶ月以内に申請をしなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。</p>	<p>3 第5条及び第7条の規定にかかわらず、平成20年5月末までに初回の研修を実施予定の研修事業者は、受講者募集を開始しようとする14日前までに研修事業者の指定申請または研修の実施届出を行うのとする。</p> <p>4 施行日において、廃止前の沖縄県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業指定要領（平成14年制定）により、指定をうけている研修事業者は、施行日に指定を受けていた研修課程について、居宅介護職員初任者研修等養成研修各課程に係る第6条の指定を受けたものとみなす。</p> <p>5 前項の規定により第6条の指定を受けたものとみなされた者は、施行日から3ヶ月以内に申請をしなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

改正後	現行
<p>1 この要領は、平成 25 年 8 月 16 日から施行する。</p> <p>2 開発校が実施主体となって、委託訓練により、居宅介護職員初任者等養成研修事業等を既に実施しているときは、委託を受けた指定研修事業者が、自らが指定研修事業者として研修を実施しているものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。</u></p> <p>様式（略）</p>	<p>1 この要領は、平成 25 年 8 月 16 日から施行する。</p> <p>2 開発校が実施主体となって、委託訓練により、居宅介護職員初任者等養成研修事業等を既に実施しているときは、委託を受けた指定研修事業者が、自らが指定研修事業者として研修を実施しているものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。</p> <p>様式（略）</p>